

農林漁業分野における専門委員調査報告書について

I 調査の目的

中間指針の策定（平成 23 年 8 月）後、新たな食品基準値の公表・適用、食品以外の農林産物（牧草等の飼料等）の暫定許容値等の設定等により、広範な地域及び品目で出荷制限指示等がなされている。

これに伴い風評被害が拡大しているおそれがあり、原子力損害賠償紛争審査会における新たな指針策定の検討に資するため、中間指針で明示されていない都道府県及び品目について風評被害の状況を調査した。

II 調査の結果

【1. 農産物（茶と畜産物を除く）】

岩手県及び宮城県において、米、大豆、そば、野菜など多くの品目について、県内幅広く風評被害の事例が認められた。また、その他の都県においても、一部地域で出荷自粛措置のあった東京都のアシタバをはじめ、一部の地域・品目について価格の低下や事例の報告等があった。

なお、有機農産物など通常の作物に比べて安全等の価値を付している産品についての風評被害事例が多数あった。

【2. 茶】

宮城県及び東京都において、事業者に対する出荷自粛措置等があり、かつ、価格が大幅に低下するなどの風評被害が認められた。

【3. 林産物】

青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県及び広島県（しいたけのみ）において、原木しいたけ等の出荷停止、出荷自粛措置等を契機として、取引停止等の風評被害が認められた。また、その他の県においては、一部の地域・品目について事例の報告等があった。

【4. 牛乳・乳製品】

岩手県、宮城県及び群馬県において、乳牛の飼料となる牧草等か

ら暫定許容値を超過する放射性物質が検出され、これらの県で産出される牛乳・乳製品への取引停止等の風評被害が認められた。

【5. 水産物】

北海道、青森県、岩手県及び宮城県において、マダラ等の出荷制限指示、出荷自粛措置があり、出荷制限指示等の対象となっていない魚種も含め、多くの魚種について価格低下等の風評被害が道県内幅広く認められた。また、その他の都県においても、一部地域の淡水魚等に係る事例の報告があった。

【6. 牛ふん堆肥等家畜排せつ物由来の堆肥】

岩手県、宮城県、栃木県、茨城県及び千葉県において、暫定許容値超過等があり、かつ、取引停止等の風評被害が認められた。

【7. 飼料及び薪・木炭】

岩手県、宮城県及び栃木県において、暫定許容値等超過等があり、かつ、取引停止等の風評被害が認められた。

【8. 検査費用】

- ・ 放射性物質の検査証明を要求されるが、文書で行われることはほとんどなく、口頭で要請されることが通例。
- ・ 小売店等における自主基準の設定等により、自主検査を余儀なくされている事例がある。

Ⅲ 留意事項

取引量や価格の低下が風評によるものだけではないと考えられる事例もある。